

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「経営者保証に関するガイドライン」に関するセミナー・個別相談会のご案内
2. 特定最低賃金改正のお知らせ

★★

1. 中小企業・小規模事業者の経営者の方へ

～「経営者保証に関するガイドライン」に関するセミナー・個別相談会のご案内～

経営者保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルール「経営者保証に関するガイドライン」(2014年2月適用開始)に関する無料のセミナー・個別相談会を開催します。

中小企業・小規模事業者、支援機関や土業の方々を対象に、平成27年2月12日(木)に岐阜市民会館にて説明会を開催し、経営者保証に依存しない融資や保証債務整理時の対応などについて分かりやすく説明しますので、積極的にご参加ください。

個別セミナー・個別相談会に関する詳細・お申込はこちらから
(中小企業基盤整備機構のホームページにリンクします)

→ <http://keieishahosho.smrj.go.jp>

【個別セミナー・個別相談会お問い合わせ先】

・経営者保証ガイドラインセミナー事務局 03-5913-6382

受付時間：平日 10:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

E-MAIL：keieishahosho@wm.smrj.go.jp

★★

2. 特定最低賃金改正のお知らせ

岐阜県内で働くすべての労働者に適用される岐阜県最低賃金については、時間額738円に改正する決定が行われ、10月1日から発効しているところです。

また特定の産業で働く労働者に適用となる特定(産業別)最低賃金につきましても、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」を時間額804円に、「自動車・同附属品製造業最低賃金」を時間額842円に、「航空機・同附属品製造業最低賃金」を時間

額890円に改正し、いずれも本年12月21日より発効しています。

※陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金は平成26年9月30日をもって廃止され、岐阜県最低賃金が適用されます。

管轄監督署

高山労働基準監督署 0577-32-1180

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。